

平成30年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入)

事務手続きの手引き Q&A

本制度の奨学金事務にあたっては、必ず「平成30年度海外留学支援制度事務手続きの手引き」(以下「手引き」という。)を必ずご一読ください。

<奨学金支給対象者の資格・要件>

正規課程

Q1-1: 通信教育部の学生(正規生)は支援の対象になりますか。

A1-1: 通信教育部が正規課程である場合、支援の対象になります。

Q1-2: 特別別科や特別専攻科の学生は支援の対象になりますか。

A1-2: 支援の対象になりません。

専修学校(専門課程)

Q1-3: 専門課程に在籍する学生を対象に実施するプログラムですが、他の課程(高等課程、一般課程)の学生もプログラムに参加させることは可能ですか。

A1-3: 可能です。ただし、他の課程(高等課程、一般課程)の学生は支援の対象になりません。

高等専門学校

Q1-4: 高等専門学校において、3年生以上の学生を対象に実施するプログラムですが、1年生、2年生もプログラムに参加させることは可能ですか。

A1-4: 可能です。ただし、1年生、2年生は支援の対象になりません。

国籍

Q1-5: 協定派遣において、二重国籍者も本制度の支援の対象となりますか。

A1-5: 日本国籍を有する者は支援の対象になります。二重国籍者が、有する外国の国籍の国・地域に派遣される場合にも、支援対象となります。この場合に、「登録データ<<申請用>>」の「30 査証取得」が不要なときは「不要」を選択してください。

Q1-6: 協定派遣において、日本に留学中の外国人留学生も本制度の支援の対象になりますか。

A1-6: 支援の対象になりません。

Q1-7: 協定派遣において、日本への永住が許可されている者の対象を教えてください。

A1-7: 「永住者」と「特別永住者」です。日本への永住が許可されていない「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」は対象になりません。

Q1-8: 協定受入において、二重国籍者も本制度の支援の対象になりますか。

A1-8:登録申請時に日本国籍を有する者は、支援の対象になりません。

資格・要件を満たさない学生の参加

Q1-9:奨学金支給対象者の資格及び要件を満たさない学生がプログラムに参加することは可能ですか。

A1-9:プログラムに参加することは可能ですが、支援の対象にはなりません。

Q1-10:協定受入において、外国人学生が個人で、採択プログラムに参加することは可能ですか。

A1-10:プログラムに参加することは可能ですが、支援の対象になりません。

成績評価係数

Q1-11:成績評価係数の計算式の総登録単位数について、登録はしたものの履修を途中で取りやめた科目分は、総単位数に含める必要がありますか。

A1-11:最後まで履修をしたかどうかにかかわらず、登録したものは全て総登録単位数に含め、算出してください。

Q1-12:成績評価を6段階で行っており、掲載されている表にあてはまらない場合はどうしたらよいですか。

A1-12:「手引き」に掲載している表(「第2章 1奨学金支給対象者の資格及び要件③」)を参考に、学校で成績評価ポイントを付してください。

Q1-13:「成績評価係数で表すことができない場合」とありますが、どのような場合ですか。

A1-13:1年生や編入学生の1学期目や、評価が「合格」「不合格」しかない場合等です。修士1年の場合、学部最終年次が〇点満点中〇点以上の者について、成績評価係数2.30相当以上にみならず、といった客観的な学業成績の判断基準を使い、成績評価係数を算出してください。なお、成績基準は人物像・熱意といった学業成績と異なるものにより判断することはできません。

Q1-14:学部の新1年生が夏休み期間に実施するプログラムに参加する場合、前期の成績が出ていないため成績評価係数を表すことができませんが、どのように取り扱いますか。

A1-14:入学試験の成績やプログラム参加のための選考試験の成績を活用するなどして、成績評価係数2.30以上に相当する(短期研修・研究型については2.00相当以上2.30相当未満を含む。)という根拠(考え方)を示してください。

Q1-15:成績評価係数について、前年度の成績は、機構が指定する提出期限までには判明しませんが、提出期限後には判明します。成績が判明してから、成績評価係数を算出し、「登録データ<<申請用>>」を提出すればよいですか。

A1-15:提出期限までに「登録データ<<申請用>>」を提出(送信)することを優先させてください。そのため、提出期限までに前年度の成績が判明しないときは、「第2章 1③イ. 前年度の成績が選考時までには判明しない場合」のとおり手続きをしてください。

Q1-16:成績評価係数について、学内選考時には前年度の成績が判明していなかったのですが、登録申請後に前年度の成績が判明しました。成績評価係数を新たに算出し、登録変更手続きにより機構に提出する必要はありますか。

A1-16:必要ありません。「登録データ<<申請用>>」には、新規登録するときの選考時の成績評価係数のみ選択してください。

Q1-17: 同一プログラムで複数回派遣又は受入する場合、派遣又は受入する前に毎回、前学期の成績を提出させ、学内選考していますが、機構に最新の成績評価係数を提出する必要はありますか。

A1-17: 必要ありません。機構には新規登録するときのみ、成績評価係数の入力を行ってください。当該学生の登録変更を行う場合であっても、「登録データ《申請用》」の「成績評価係数」欄は変更しないでください。

Q1-18: 【短期研修・研究型のみ】選考時の成績評価係数が2.00(相当)以上2.30(相当)未満の学生が提出する「自己推薦書」(様式L-2)は、どのようなものですか。

A1-18: 「自己推薦書」(様式L-2)は、「学業・成績に関して特筆すべきこと」及び「留学志望理由・目標」を記入するものです。短期研修・研究型については、成績評価係数が2.00(相当)以上2.30(相当)未満の学生であっても、学生が記入する「自己推薦書」等に基づき、在籍大学等において成績評価係数2.30相当以上と認め、本制度の支援を受けることが適当であると判断する学生を推薦することが可能です。

家計基準・経済的に自費のみでのプログラム参加が困難な者

Q1-19: 協定派遣において、「機構が実施する平成30年度第二種奨学金在学採用の家計基準に合致する者を優先とします」とありますが、どのように取り扱えばよいですか。

A1-19: 在籍大学等においては、奨学金支給割当人数のうち、まず、平成30年度第二種奨学金在学採用の家計基準に合致する者から優先的に支援の対象にしてください。奨学金支給割当人数に残りがある場合は、同基準に合致しない者であっても在籍大学等が経済的理由により自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者であると判断した場合には支援の対象にすることが可能です。

Q1-20: 協定派遣において、「機構が実施する平成30年度第二種奨学金在学採用の家計基準に合致する者を優先とします」とありますが、どのように確認すればよいですか。

A1-20: 平成30年度第二種奨学金在学採用の家計基準との比較を試算できるツールとして、家計基準適格性判定表(平成30年度第二種奨学金在学採用)を平成30年4月2日以降に大学等に配付する予定です。

また、平成29年度中に参加学生の募集・選考を行う場合は、平成29年度第二種奨学金在学採用の家計基準の目安を参照してください。第二種奨学金の家計基準の目安は、機構のホームページに公表しています。

○日本学生支援機構ホームページ(在学採用の奨学金の基準)

<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kijun/zaigaku/index.html>

Q1-21: 協定派遣において、第一種奨学金受給者や第二種奨学金受給者(それぞれ予約採用者を含む。)は、本制度の家計基準を満たしているとみなしてもよいですか。

A1-21: 平成30年度の受給者は、本制度の家計基準を満たしているとみなすことができますので、改めて家計基準を計算し直す必要はありません。

Q1-22: 短期研修・研究型プログラムにおいて、①2.00相当以上2.30相当未満で、家計基準に合致する者と、②2.30相当以上で、家計基準に合致しない者がいる場合、どちらを優先して支援の対象にすればよいですか。

A1-22: ①の家計基準に合致する者を優先してください。

Q1-23:平成30年度「募集要項」に「経済的理由により、自費のみでの受入プログラムへの参加が困難な者」という記載がありますが、特に受入の場合、資金証明を取ることが難しいケースも考えられます。そのような学生も含め、受入学生の経済状況についてはどのように確認すればよいですか。

A1-23:受入学生の在籍大学等に対し、平成30年度「募集要項」の「4. 支援の対象者(4)奨学金支給対象者の資格及び要件」に記載されている内容を明示し、在籍大学等から、その資格及び要件等に合致した学生として推薦を受けることにより確認することも可能です。

他団体等の奨学金を受ける場合

Q1-24:他団体等から、宿泊費用や授業料等が支給されますが、平成30年度「募集要項」の「(4)奨学金支給対象者の資格及び要件⑦」に記載されている「他団体等からプログラム参加のための奨学金を受ける場合」に含まれますか。

A1-24:他団体等から学生本人に、宿泊費用や授業料等が直接支給される場合は、「他団体等からプログラム参加のための奨学金を受ける場合」に含まれます。渡航費は含まれません。なお、宿泊費用や授業料等が在籍大学等から派遣先大学等(協定派遣)又は受入大学等(協定受入)や宿泊先に支払われたりするなどして、学生に直接支給されない場合は、「他団体等からプログラム参加のための奨学金を受ける場合」にはあたりません。

Q1-25:併給が認められない他団体等の奨学金を申込み中で、採否結果を待っていますが、奨学金支給対象者として機構に登録することは可能ですか。

A1-25:奨学金支給対象者として登録することは可能ですが、他団体等奨学金の受給が決定した場合は、登録を取り消し、奨学金を全額返納する必要があります。

Q1-26:奨学金支給対象者として登録後、プログラム開始前に併給が認められない他団体等の奨学金を申し込むことは可能ですか。

A1-26:他団体等の奨学金を申し込むことは可能ですが、受給が決定した場合は、速やかに登録を取り消し、奨学金を全額返納する必要があります。

Q1-27:派遣学生又は受入学生が、本制度の奨学金月額よりも高い月額他団体等の奨学金を申請することになった場合、他団体等の奨学金の申請時に本制度の登録の取消を行う必要はありますか。

A1-27:他団体等の奨学金を受給することになった時点で、登録変更の手続きを行ってください。学生が奨学金を受領する前であれば、登録を取り消し、奨学金を全額返納してください。学生が奨学金を受領済みの場合は、他団体等の奨学金の受領が決まった日を支援終了日として登録変更(期間変更)の手続きをし、他団体等の奨学金を受給することになった支給対象月以降の奨学金を返納してください。

Q1-28:他団体等の奨学金が、派遣又は受入期間終了後に、実費に応じて支払われる場合、併給できますか。

A1-28:登録申請時に、他団体等の奨学金の受領見込金額を月額に換算し、本制度の奨学金月額を超えない場合には、併給できます。派遣又は受入期間終了後に支払われた実費の月額が、本制度の奨学金月額を超えた場合には、登録を取り消し、奨学金を全額返納する必要があります。

Q1-29:学生が研修やインターンシップ等に参加することで、報酬が発生する場合には、どうしたらよいですか。

A1-29: プログラムの一環として行われるか否かにかかわらず、研修やインターンシップ等により報酬が発生する場合、他団体の奨学金同様、月々の報酬が本制度による奨学金月額を超えなければ、併給は可能です。

派遣又は受入プログラムに参加しながらアルバイト等を行い、報酬が発生する場合も、月々の報酬が本制度による奨学金月額を超えなければ、併給は可能です。

Q1-30: 協定派遣において、渡航支援金を申請している学生は、他団体等の奨学金を併給できますか。

A1-30: 他団体の奨学金の月額が、本制度の奨学金月額を超えない場合は、渡航支援金を受給しているか否かにかかわらず、併給は可能です。例えば、丙地域に留学する学生は、渡航支援金を受給する場合も、奨学金月額である6万円を超えない奨学金であれば、併給が可能です。ただし、他団体等の奨学金に渡航費が含まれている場合には、渡航支援金受給者は併給できません。

Q1-31: 協定派遣において、渡航支援金を申請している学生が、渡航費を含む他団体等からの奨学金を受給することになった場合は、どうしたらよいですか。

A1-31: 渡航費を含む他団体等からの奨学金を受給する場合には、渡航支援金を受給することができませんので、渡航支援金を全額返納することになります。速やかに登録変更及び渡航支援金の返納手続きを行ってください。

Q1-32: 協定派遣において、他団体等からの奨学金が、月額の外に渡航費を一時金として支給する場合は、渡航支援金を申請している学生は一時金の渡航費を辞退すれば、併給することは可能ですか。

A1-32: 可能です。

<奨学金の支給基準・支給月額>

プログラム実施期間

Q2-1: 本学では、プログラム実施期間は渡日・渡航から離日・帰国を含む総日数で考えているのですが、そのような理解でよいですか。

A2-1: 本制度では、プログラム実施期間に渡日・渡航及び離日・帰国にかかる期間は含みません。「プログラム実施期間」は、留学先国・地域(協定派遣)又は日本(協定受入)におけるプログラム開始日から終了日までの期間を指します。

Q2-2: オリエンテーションは、プログラム実施期間に含まれますか。

A2-2: 採択プログラムの一環として行われるのであれば、プログラム実施期間に含めて構いません。

Q2-3: プログラムの採択後に留学時期やプログラム実施期間を変更することは可能ですか。

A2-3: プログラムが平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始されるのであれば変更は可能です。また、プログラム実施期間が8日以上1年以内であれば、採択時に送付している「採否一覧」の「平成30・31年度の配分額(円)」の範囲内で、奨学金支給月数(人月数)の年度ごとの内訳は変更しても構いません。ただし、留学時期やプログラム実施期間の大幅な変更により、プログラムの目的・目標の達成が難しい場合には認められません。

奨学金の支給基準

Q2-4: 「留学開始月から1月ごとに割り当てた支給対象となる月に奨学金を支給」とありますが、学生によ

受入日数に一致します。平成 30 年度は、31 日周期は支給月数(支給回数)を算出するために
使いますが、支給対象月は月ごと(留学月ごと)とします。

双方向協定型の派遣・受入期間

Q2-6: 双方向協定型について、「1セメスター以上1年以内の間」とありますが、1セメスターに具体的な期間は設定されていますか。

A2-6: 設定していません。日本の大学等又は海外の大学等が設定しているセメスター単位であれば構いません。なお、派遣又は受入期間が90日未満の場合は、当該日数をもって1セメスターにする根拠を記した文書を、当該プログラム参加者の新規登録を行うたびに必ず提出してください。根拠を示すときには、留学前あるいは留学後のことは含めず、派遣又は受入期間のみで1セメスターであることがわかるように明記してください。

同一学生を複数プログラムに派遣する場合

Q2-7: 短期研修・研究型のプログラムに参加後、帰国せず続けて双方向協定型のプログラムに同じ学生を参加させることは可能ですか。

A2-7: プログラム実施期間が重複していない場合は可能です。ただし、帰国せずに新たなプログラムに参加するにあたり、渡航手続きや在留資格申請手続きだけでなく、プログラムへの参加確認や報告書の提出等について、在籍大学等(協定派遣)又は受入大学等(協定受入)において適切に管理することが可能な場合に限りです。なお、先に参加するプログラムの留学終了月と後から参加するプログラムの留学開始月が重複する場合は、後から参加するプログラムの奨学金支給回数はいかなる場合も1回減ることになり、後から参加する留学開始月分の奨学金は支給しません。この場合、後支給は選択できません。

《例》派遣又は受入期間が6月 20 日から 10 月 21 日までの場合の支給対象月

留学月	6月	7月	8	9	10	11	12	1	2	3月
先の期間の支給対象月	○	○								
後の期間の支給対象月			○	○	○	○	○	○	○	
		先に参加するプログラム			後から参加するプログラム					
		留学月が重複する			この部分の奨学金は支給しない					
	派遣又は受入期間			派遣又は受入日数	奨学金支給回数					
先に参加するプログラム	2018年6月1日～7月12日			42日	2回					
後から参加するプログラム	2018年7月22日～2019年3月20日			242日	7回(8回－1回)					

奨学金月額

Q2-8: 派遣学生の航空券を学校で取りまとめて手配するのですが、留学に係る経費なので、機構からの奨学金を航空券代に充てて、学生には航空券代を差し引いたあとの金額(残額)を支給することは可能ですか。

A2-8: 奨学金月額と異なる金額での支給は、一切認められません。奨学金は在籍確認を行った上で、所定の奨学金月額を機構が承認した支給対象者に、全額支給してください。プログラムの参加に必要な経費であるか否かにかかわらず、奨学金から他の費用を差し引いた金額を支給対象者に支給することはできません。渡航支援金についても、所定の額を全額支給してください。

Q2-9: 奨学金支給希望人数15人で申請したプログラムが、奨学金割当人数12人で採択された場合、12人分の奨学金の合計金額を割って15人に支給することは可能ですか。

A2-9: できません。採択通知により通知された奨学金支給割当人数が登録できる支給対象者数の上限になります。また、平成30年度の「募集要項」で指定している奨学金月額以外の金額を学生に支給することはできません。

複数地域に派遣する場合の奨学金月額

Q2-10: 協定派遣において、研究の都合により、1つのプログラムで1人の学生を複数地域に派遣することは可能ですか。

A2-10: 可能です。同一プログラム内で、同一学生が、異なる奨学金月額の地域に派遣される場合は、奨学金支給の全期間にわたり、滞在日数が長い地域の月額を一律に適用してください。なお、滞在日数が同じ場合は、金額が高い地域の月額を一律に適用してください。

Q2-11: 協定派遣において、1つのプログラムで1人の学生を地域区分の異なる2か所に派遣する場合、当初予定していたそれぞれの地域での滞在日数に変更が生じました。奨学金はどのように支給されますか。

A2-11: 同一プログラム内で、同一学生が、異なる奨学金月額の地域に派遣される場合は、奨学金支給の全期間にわたり、滞在日数が長い地域の奨学金月額が一律に適用されます。なお、予定していた地域への派遣中止等により、適用する月額が低くなる場合は、支援開始月に遡及して月額の差額分を返納する必要があります。また、適用する月額が高くなる場合は、差額分の支給申請を追加で行います。

例えば、指定地域に45日間派遣されていた学生が、支給・登録時に20万円(=10万円×2回)奨学金を受給済みとします。複数回派遣されることになり、2回目には甲地域に175日間派遣されるケースは次のようになります。1回目の派遣期間よりも、2回目の派遣期間の方が長いため、奨学金月額は一律甲地域(8万円)に変更し、全期間(220日)の支給金額は、64万円(=8万円×8回)となります。追加支給の申請をするときには、次のようにしてください。

・変更登録時の支給申請額: 8万円×6回=48万円

・1回目の登録時の支給済み額の差額4万円(=20万円-16万円(一律後の月額8万円×2回))の返納

※登録変更時の支給申請額は64万円-20万円=44万円となりませんので、注意してください。ただし、予定していた地域への派遣中止等により、平成31年度に継続実施するプログラムにおいて、平成31年度の追加支給分を平成31年4月以降に支給申請することはできませんので、注意してください。

Q2-12: 協定派遣において、1つのプログラムで1人の学生を3か所以上に派遣する場合、適用する奨学

金月額はどうなりますか。

A2-12: 3か所以上に派遣する場合は、同じ奨学金月額地域区分(指定都市・甲地区・乙地区・丙地区)別に滞在日数を合算して、最も滞在日数が長くなる地域区分の月額を、全期間にわたり一律に適用してください。

例えば、A国(丙地区)ー10日間、B国(丙地区)ー14日間、C国(甲地区)ー20日間に派遣する場合、丙地区(A国、B国)の合算日数(24日間)が、甲地区(C国)の日数(20日間)より長い場合、支給月数(2回)に対し、一律に丙地区(6万円)の月額が適用されます。

Q2-13: 協定派遣において、奨学金支給割当人数及び配分された奨学金の範囲内であれば、申請時と異なる地域への派遣に変更することは可能ですか。

A2-13: 奨学金月額が低い地域から高い地域への変更であっても、プログラムへの奨学金の追加配分は行いませんが、プログラムの目的・達成目標、内容等に変更が生じず、奨学金支給割当人数及び配分額の範囲内であれば変更は可能です。なお、「中間報告書」(様式P)の提出後は、更新割当人数及び配分額が上限になります。

Q2-14: 協定派遣において、派遣先地域によって奨学金月額が異なっていますが、「地域区分」は、派遣先大学等の所在地で考えればよいですか。

A2-14: 派遣先大学等の所在地(都市)と考えてください。キャンパスが複数存在する場合には、実際に学生が派遣される都市が該当地域となります。

なお、短期研修・研究型のプログラムにおいて、派遣先大学等との連携により別機関に派遣される場合は、実際の派遣先(別機関)の所在地となります。

渡航支援金(協定派遣のみ)

Q2-15: 渡航支援金の使途は指定されますか。

A2-15: 特に指定していません。往復の旅費・交通費やパスポートやビザの発行手数料、スーツケース等の必要物品の購入費等に有効に使用してください。

Q2-16: 渡航支援金を受給した学生が、渡航直前に登録の取消をすることになりました。既にパスポートの発行手数料やスーツケース購入費として支出しています。どのようにしたらよいですか。

A2-16: 登録の取消をする場合は、既に支出しているか否かにかかわらず、渡航支援金は全額返納してください。

Q2-17: 渡航支援金の申請額は、採択通知で通知された配分額から支出することになりますか。

A2-17: 渡航支援金分の申請額は、配分額と別に考えてください。採択時に送付している「採否一覧」の「平成30・31年度の配分額(円)」は奨学金の配分額で、渡航支援金は奨学金配分額の中から支出するものではありません。

Q2-18: 渡航支援金を申請する可能性があります、学校やプログラムに当たり何人までという制限はありますか。

A2-18: ありません。家計基準を満たす学生は全て申請が可能です。

Q2-19: 渡航支援金を申請する場合、父が自営業、母が給与所得者という学生の家計基準はどうなりますか。

A2-19: 「給与所得以外の所得を含む世帯」になりますので、父母の所得金額(必要経費等控除後)が200

万円以下かどうかを確認してください。

Q2-20: 渡航支援金の家計基準において、大学院生は独立生計者として取り扱いますか。

A2-20: 「手引き」に記載の提出書類により、独立生計者であることを証明できるかどうかで判断します。提出書類により独立生計者であることを証明できない場合は、独立生計者として認められません。

Q2-21: 家計支持者が年金者の場合は、どのようにしたらよいですか。

A2-21: 市町村役場発行の所得証明書を提出させ、確認してください。

Q2-22: 新規登録時に渡航支援金を申請した場合、奨学金支給対象者として登録承認されても、渡航支援金の申請が承認されないことはありますか。

A2-22: 要件を満たしていないことが分かった時には、奨学金支給対象者として登録承認されても、渡航支援金の申請が承認されないことがあります。

Q2-23: 「渡航支援金家計基準確認書」(様式R-1)はどのような書類ですか。

A2-23: 当該登録・申請月に登録・支給申請する渡航支援金申請者について、①「家計支持者の所得金額が、「年間収入金額(税込)が300万円以下」「年間所得金額(必要経費等控除後)200万円以下」のいずれかを選択し、②それをどの書類で確認したのか、③独立生計者の場合は、独立生計者であることをどの書類で確認したのかを記入する書類になります。平成30年2月中旬に機構ホームページに掲載する予定です。

Q2-24: 「独立生計者収入・支出確認書」(様式R-2)はどのような書類ですか。

A2-24: 独立生計者の1年間(平成29年1月～12月)の収入額と支出額を、収入項目及び支出項目ごとに記入する書類になります。平成30年2月中旬に機構ホームページに掲載する予定です。

New! Q2-25: 協定派遣において、渡航支援金申請者が、機構の承認を受け、航空券を購入する等の渡航準備をしている間に、派遣先大学が「レベル2」以上に該当する地域になってしまいました。当該プログラムを中止し、採択を辞退することにしますが、この場合、渡航支援金申請者に支給済みの渡航支援金の取扱いはどうなりますか。

A2-25: プログラムを辞退することになると、支給対象者の登録取消をすることになるので、渡航支援金については、支給済みか否かにかかわらず、全額返納する必要があります。

New! Q2-26: 協定派遣において、支給対象者として、機構の登録承認を受けた派遣学生が、機構の登録承認後に、渡航支援金を申請したいという希望を出してきました。登録変更手続きにより、渡航支援金の申請はできますか。

A2-26: 渡航支援金の申請は、新規の登録申請時に行うものです。機構の登録承認後に、申請することはできません。

New! Q2-27: 通常のスケジュールだと渡航支援金の支払いが留学直前になってしまい、学生が経費を立替えなくてはならないのですが、申請者にできるだけ早く渡航支援金を支給する方法はありますか。

A2-27: 「登録データ<<申請用>>」は登録・申請月の前々月から提出することができ、機構の登録承認を得られれば、同月末に機構の送金を受けることができます。通常登録・申請日より前に、渡航支援金を渡すことを希望する場合は、「登録データ<<申請用>>」の「ビザ申請のための事前登録」欄に「○」を付けて提出してください。

New! Q2-28: 協定派遣において、渡航支援金を申請し、機構の登録承認を受けた派遣学生のAさんが登録取消をします。Bさんを補欠採用候補者にしたいと思っていますが、Bさんは渡航支援金を申請しません。このような場合に、Bさんを補欠採用候補者にできますか。

A2-28: この場合は、補欠採用登録ではなく、新規登録を行ってください。補欠採用候補者は、登録取消者と「奨学金の支給対象月、支給回数、支給月額が全て一致している」必要がありますが、協定派遣においては、渡航支援金の申請有無についても一致している必要があります。

＜支給対象者の登録申請・奨学金支給申請、「登録データ」の登録内容変更・取消・補欠採用登録＞

支給対象者の登録

Q3-1: 「別に定める期日までに奨学金支給対象者を機構に登録」となっていますが、具体的にはどのような事務手続きですか。

A3-1: プログラムごとに、参加する学生全員のデータを派遣又は受入を開始する月の前月の指定された提出期限までに提出します。1つのプログラム内の同一学生について複数回派遣する又は受け入れるプログラムの場合、初回の派遣又は受入の提出期限までに、複数回全ての回について提出します。複数回派遣又は受入する可能性があるプログラムでは、新規登録(予定)者が、同じプログラムに既に登録されていないか(二重登録にならないか)、念のため確認の上、「登録データ《申請用》」を提出してください。

Q3-2: 1つのプログラムで、登録・申請スケジュールの提出期限に、「登録データ《申請用》」を作成できる学生と、入学許可を得られていない等の理由で作成できない学生がいる場合は、どうしたらよいですか。

A3-2: 「登録データ《申請用》」を作成できる学生分は、提出期限までに提出してください。作成できなかった学生分は、「特例手続き依頼書」(様式特例)とともに、作成できる状態になり次第、速やかに提出してください。なお、後から提出された学生分の支給申請は翌月に行ってください。いかなる理由であっても、支援開始日以降の登録申請はできませんので、注意してください。

一時不在

Q3-3: 「留学先国・地域一時不在届」(協定派遣: 様式N) 又は「一時不在届」(協定受入: 様式N) は、どのような場合に提出しますか。

A3-3: 登録・申請時に、プログラム実施期間中に一時不在が確定している場合、「留学先国・地域一時不在届」(協定派遣: 様式N) 又は「一時不在届」(協定受入: 様式N) で届け出ることが可能です。事前に届け出る場合は機構は学校に、一時不在になる月分の奨学金を送金しないので、学校は機構に一時不在になる月分の奨学金を返納せずすみませす。なお、機構から学校に既に奨学金が送金されている場合には、登録変更の手続きを行ってください。

登録承認後、機構から学校に既に奨学金が送金されている場合であっても、先(未来)の一時不在が確定している場合には、「留学先国・地域一時不在届」(協定派遣: 様式N) 又は「一時不在届」(協定受入: 様式N) と「登録データ《申請用》」を提出し、提出することができます。過去の一時不在について、登録変更の手続きをする場合には、「留学先国・地域一時不在届」(協定派遣: 様式N) 又は「一時不在届」(協定受入: 様式N) の提出は不要です。

Q3-4:「留学先国・地域一時不在届」(協定派遣:様式N)又は「一時不在届」(協定受入:様式N)を提出した学生の予定が変わり、一時不在と申請していた期間にもプログラムに参加できることになりました。支給対象月内に在籍確認も取れたので、当該学生に奨学金を支給し、機構にその分の奨学金の追加支給申請を行ってもよいですか。

A3-4:一度「留学先国・地域一時不在届」(協定派遣:様式N)又は「一時不在届」(協定受入:様式N)を提出し、機構の承認を受けた場合には、予定が変更になり、留学先国・地域(協定派遣)又は日本(協定受入)に滞在することになっても、奨学金の追加申請はできません。「留学先国・地域一時不在届」(協定派遣:様式N)又は「一時不在届」(協定受入:様式N)を届け出る前に学生に十分に説明し、必ず学生の同意を得てください。

派遣先大学等との協定

Q3-5:協定派遣において、協定・合意を締結しているA大学のカリキュラムにより、本学とは協定・合意を締結していないもののA大学とは協定・合意があるB大学に派遣される場合に、「登録データ<<申請用>>」の「派遣先学校(高等教育機関)」欄はどのように書けばよいですか。

A3-5:「登録データ<<申請用>>」の「派遣先学校(高等教育機関)」欄には、直接協定・合意を結んでいるA大学と直接協定・合意を結んでいないB大学の両方を記入し、B大学名の後には括弧で「(A大学の協定・合意による派遣)」と追記してください。A大学とB大学とで国や都市が異なる場合には、「登録データ<<申請用>>」に実際に滞在する「国名」、「都市名」を追記し、学校名同様、括弧で記入してください。奨学金月額は実施にプログラムが実施される国・地域の金額になります。

レベル2以上に該当する地域(外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル2:不要不急の渡航は止めてください」以上に該当する地域)

Q3-6:協定派遣において、「レベル2」以上に該当する地域に該当するかどうかは、国ごとに確認しますか、都市ごとに確認しますか。また、いつの時点で確認すればよいですか。

A3-6:「登録データ<<申請用>>」を作成する時に、派遣先大学等の所在地の都市ごとに確認してください。奨学金支給対象者の登録承認時までには、派遣先大学等の所在地が「レベル2」以上に該当する地域になった場合には、本制度奨学金の支給対象者として登録できません。「登録データ<<申請用>>」提出時には「レベル1」以下であっても、機構の承認時に「レベル2」以上になっていた場合には、機構では本制度奨学金の支給対象者として承認できません。なお、機構が学校に奨学金送金の処理をした後に、当該理由により登録承認ができないことが判明した場合には、機構は学校に、超過分の奨学金支給額の返納手続きを依頼します。

Q3-7:協定派遣において、機構の承認を受け、渡航準備をしている間に、派遣先大学が「レベル2」以上に該当する地域になってしまった場合はどうなりますか。

A3-7:①期間(派遣時期)の変更、②派遣先大学等の変更、③登録取消、のいずれかの方法で対応してください。いずれの場合も、登録変更の手続きが必要です。

①の期間変更をする場合、新たな派遣期間が決まってから、登録変更の手続きを行ってください。なお、この場合、平成31年3月31日までにプログラムを開始できなかったときには、登録取消をすることになります。また、期間変更を希望するが、新たな派遣期間の目途が立たないときには、一度登録取消の手続きを行い、新たな派遣期間が決まってから、再度新規登録を行っても構いません。この場合、支給済みの奨学金は、一度返納することになります。

②の派遣先大学等の変更をする場合に、派遣先大学等の所在地は「レベル1」以下であることが必要です。

Q3-8:協定派遣において、複数校に派遣する予定でしたが、そのうち1校が「レベル2」以上に該当する地域になってしまった場合はどうなりますか。

A3-8:「レベル2」以上に該当する地域には派遣できません。プログラムの目的・達成目標、内容等に変更が生じない範囲内で、プログラムの全期間「レベル1」以下に該当する地域にある学校に派遣しても、「レベル2」以上に該当する地域にある学校の代わりに「レベル1」以下に該当する地域にある別の学校に派遣しても構いません。前者の場合は1校のみに派遣、後者の場合は2校に派遣となりますが、いずれの場合も登録変更の手続きが必要です。ただし、この変更により、プログラムの実施期間が8日未満になった場合には、支援できません。

Q3-9:協定派遣において、プログラムの途中で、派遣先大学等が「レベル2」以上に該当する地域になったので、一時帰国したいのですが、どうなりますか。

A3-9:一時帰国する場合には、「一時不在」として取り扱い、奨学金は支給しません。一時帰国することが決まり次第、速やかに登録変更の手続きをしてください。派遣先大学等が「レベル1」以下に該当する地域になれば、登録変更し、再度派遣することができますが、平成31年3月31日までに再度派遣できなかった場合には、最終月まで「一時不在」として登録変更してください。ただし、一度も派遣できずに全期間「一時不在」になった場合や派遣日数が8日未満になった場合には、登録取消をすることになります。

Q3-10:協定派遣において、プログラムの途中で、派遣先大学等が「レベル2」以上に該当する地域になったので、別の派遣先大学等で行われるプログラムに参加したいのですが、どうなりますか。

A3-10:複数のプログラムに同時に参加することできないので、後から参加する予定のプログラムの支援開始日より前に、先に派遣されているプログラムの派遣期間が終了している必要があります。遅くとも後から参加するプログラムの支援開始日の前日までに、先に派遣されているプログラムの登録変更の手続きと後から参加するプログラムの登録申請を終えてください。なお、この場合、先に派遣するプログラムと後から参加するプログラムの留学月が重複しているときには、後から参加するプログラムの留学開始月の奨学金は支給されません。

Q3-11:協定派遣において、プログラム申請時に「レベル2」以上に該当する地域で、計画書に記載できなかった海外の大学等が、外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル1」以下に該当する地域になった場合は、後から派遣先大学等として追加できますか。

A3-11:追加することは可能です。ただし、奨学金支給対象者の登録承認時に、派遣先大学等が再度「レベル2」以上に該当する地域になった場合には、本制度奨学金の支給対象者としての登録はできません。

Q3-12:外務省の「海外安全ホームページ」の地図には、派遣先大学等のある都市名が書かれていません。どのように判断するのですか。

A3-12:都市名が書かれていない場合は、地図を見て判断してください。

補欠登録

Q3-13:補欠採用候補者の支援開始日前で、補欠採用登録の要件を全て満たしているときに、登録取消者の支援開始日を過ぎていても、補欠登録はできますか。

A3-13:できます。補欠採用候補者の支援開始日前に、必ず登録申請をしてください。

<採択プログラムの辞退・実施条件等の変更>

派遣先大学等(協定派遣)／プログラム参加大学等(協定受入)の変更

Q4-1: 1校単独で実施するプログラムとして採択されましたが、本学が代表校となり、コンソーシアム形式で実施するように変更できますか。

A4-1: 学生交流創成タイプ(タイプA)と学生交流推進タイプ(タイプB)のどちらのタイプも、「採択プログラム変更届」(様式F)により機構に届け出て承認されれば、変更できます。

機構の承認後に代表校以外の学生を登録するときには、「登録データ<<申請用>>」の「34 代表校在籍者以外の在籍学校名(コンソーシアムのみ)」(協定派遣)又は「41 【日本】代表校以外の受入学校名(コンソーシアムのみ)」(協定受入)に、当該学生が在籍する学校名を記入してください。代表校に在籍する学生を登録するときには、「34 代表校在籍者以外の在籍学校名(コンソーシアムのみ)」(協定派遣)又は「41 【日本】代表校以外の受入学校名(コンソーシアムのみ)」(協定受入)は記入しないでください。

New! Q4-2: コンソーシアム形式で実施するプログラムは、「移管手続きを行うことはできません」とありますが、採用年度に移管したプログラム又は移管を受けたプログラムは、コンソーシアム形式に変更できますか。

A4-2: 変更できません。移管手続きは、コンソーシアム形式のプログラムでは行うことができないからです。

<在籍確認及び派遣学生又は受入学生への奨学金支給>

在籍確認、学生への奨学金支給及び受領確認

Q5-1: プログラムの実施期間が4月1日～10日の支給対象者がいます。支給対象者の登録承認可否に係る機構からの連絡は登録・申請月の下旬、留学開始月が4月の場合の奨学金学校送金日は4月末とありますが、在籍確認と支給対象者への奨学金はどのように支給すればよいですか。

A5-1: 奨学金は、支給対象月ごとに在籍確認をした上で、本機構からの振込み後に支給対象者にひと月分ずつ支給する必要があります。支給対象者のプログラム参加期間中に必ず在籍確認を行ってください。「在籍確認及び受領確認簿」(協定派遣: 様式C-1、協定受入: 様式C)の「登録者番号」欄については、機構の登録承認後に、付与された登録者番号を記入してください。この場合、支給対象者に奨学金を支給するのはプログラム実施期間終了後となりますが、必ず機構からの振込み後に支給を行ってください。立替払いは一切できません。

なお、在籍確認はプログラム期間中に実施したが、機構からの振込日の関係で、支給がプログラム期間後になった旨を、「在籍確認及び受領確認簿」(協定派遣: 様式C-1、協定受入: 様式C)の備考欄に記載してください。

Q5-2: 31日周期により支給回数を決定しますが、在籍確認も31日周期で行うのですか。

A5-2: 在籍確認は、支給対象月毎に行ってください。7月15日から8月29日までの派遣又は受入の場合は、7月と8月が支給対象月となります。1回目は7月15日から7月31日までの間、2回目は8月1日から8月29日までの間に在籍確認及び奨学金の支給を行ってください。

Q5-3: 協定派遣において、「在籍確認書(派遣学生用)」(様式C-2)及び「在籍確認書(派遣先機関用)」(様式C-3見本様式)を添付されているメール本文も保管する必要がありますか。また、「在籍確認書(派遣学生用)」(様式C-2)及び「在籍確認書(派遣先機関用)」(様式C-3見本様式)

式)に署名(自筆)がある場合は、後日原本を取り寄せる必要はありますか。

A5-3: メール本文は保管する必要はありません。「在籍確認書(派遣学生用)」(様式C-2)及び「在籍確認書(派遣先機関用)」(様式C-3見本様式)のみ保管してください。ただし、「在籍確認書(派遣学生用)」(様式C-2)の内容をメール本文に全て転記して送信している場合は、メールを必ず保管してください。

「在籍確認書(派遣学生用)」(様式C-2)又は「在籍確認書(派遣先機関用)」(様式C-3見本様式)に署名(自筆)があった場合にも、原本を取り寄せる必要はありません。メールに添付されている「在籍確認書(派遣学生用)」(様式C-2)又は「在籍確認書(派遣先機関用)」(様式C-3見本様式)を印刷し、原本として保管してください。

Q5-4: 協定派遣において、派遣学生本人の「在籍確認」のメールや派遣先大学等の「在籍確認」のメールが、月末日に送信されたため、在籍大学等の担当者が受信したのは、翌月になってしまいました。さしつかえありませんか。

A5-4: 時差のため、派遣学生本人や派遣先大学等の「在籍確認」のメールの送信日と、在籍大学等の受信日が同日でなくても構いません。ただし、メールの送信日と、メールに添付する「在籍確認書(派遣学生用)」(様式C-2)や「在籍確認書(派遣先機関用)」(様式C-3見本様式)の提出日は、同日にしてください。

Q5-5: 協定派遣において、「在籍確認書(派遣学生用)」様式C-2と「在籍確認書(派遣先機関用)」(様式C-3見本様式)にそれぞれ署名(自筆)する必要はありますか。

A5-5: 「在籍確認書(派遣学生用)」を派遣学生本人が、「在籍確認書(派遣先機関用)」を派遣先大学等の担当者自身が、それぞれ在籍大学等にメールで送るのであれば、署名(自筆)する必要はありません。

Q5-6: 協定派遣において、引率者の「在籍確認」はどのように行いますか。

A5-6: 引率者は、当該支給対象月内(留学開始月と留学終了月は派遣期間内であること)に、次のとおり行ってください。

①「在籍確認書(派遣先機関用)」(様式C-3見本様式)を作成する。

②「在籍確認書(派遣先機関用)」(様式C-3見本様式)を、日本の事務担当者に送信する。

なお、「在籍確認書(派遣学生用)」(様式C-2)を学生本人が送信する場合は署名(自筆)する必要はありませんが、引率者がまとめて送信する場合は派遣学生本人の署名(自筆)が必要です。

Q5-7: 協定受入において、プログラムの途中で受入期間に変更があった場合に「在籍確認及び受領確認簿」(様式C)はどのように修正すればよいですか。

A5-7: 修正する部分に取消線を引き、事務担当者の訂正印を押した上で、余白に修正後の受入期間を記入してください。

Q5-8: 協定派遣において、プログラムの途中で派遣期間に変更があった場合に「在籍確認及び受領確認簿」(様式C-1)はどのように修正すればよいですか。

A5-8: 電子データで管理している場合は、派遣期間や奨学金支給金額を修正し、上書きしてください。印刷して記入している場合は、修正する部分に取消線を引き、事務担当者の訂正印を押した上で、余白に修正後の派遣期間を記入してください。

Q5-9: 協定派遣において、プログラムの途中で、派遣先大学等の追加により地域区分が変わり、奨学金月額が変わりました。学生に差額を追加支給する場合は、翌月分の奨学金と一緒に支給してもよいですか。

A5-9: 一緒に支給して構いません。

Q5-10: 月末日から派遣期間が始まります。奨学金は振込みにより支給します。在籍確認は取れますが、振込みは当月中に行えませんが、どうしたらよいですか。

A5-10: 月末日に派遣又は受入期間が始まる場合であっても、現金により奨学金を支給するときには、当該支給対象月中に必ず学生に奨学金を支給してください。振込みにより支給するときには、「在籍確認及び受領確認簿」(協定派遣: 様式C-1、協定受入: 様式C)の「備考」欄に、在籍確認は支給対象月に行ったが、振込手続きの関係上、入金が翌月となったことを記録してください。なお、振込みより支給する場合に保管する「受領が確認できる書類」は、必ず「金融機関発行」の振込明細書類としてください。(学内の手続き書類では、振込手続きを行ったことの証明にはなりませんが、振込みが実際に行われたかどうかの証明にはならないからです。)

Q5-11: 協定派遣において、派遣先大学等の追加により地域区分が変わったため、プログラムの途中から奨学金月額が変わりました。この場合、「在籍確認及び受領確認簿」(様式C-1)と「在籍確認書(派遣学生用)」(様式C-2)は、どのように書けばよいですか。

A5-11: 「在籍確認及び受領確認簿」(様式C-1)は、「支給金額(円)」欄は、実際に学生に支給する額を記入し、変更後の奨学金月額を支給し始める月や差額を追加支給を行う月には、その旨を「備考」欄に記載してください。

「在籍確認書(派遣学生用)」(様式C-2)は、変更後の奨学金月額を支給し始める月から、「奨学金月額」欄に変更後の奨学金月額を記入してください。差額を追加支給する支給対象月の「在籍確認書(派遣学生用)」(様式C-2)には、「奨学金月額」欄の余白に、事務担当者が、追給額を追記してください。

Q5-12: 月末日に始まるプログラムに参加しています。登録申請時に「前支給」を選択して登録しましたが、在籍確認を取ることができませんでした。このプログラムでは、留学月数が支給月数よりも多いので、「後支給」に登録変更できませんか。

A5-12: 登録変更できません。「前支給」「後支給」については、機構の承認を受けた後は変更することができませんので、在籍確認を取れなかった支給対象月には奨学金を支給できないこととなります。学生の在籍確認は、「登録データ」に表示される支給対象月に、必ず行うようにしてください。また、学生が誤解することのないよう、事前に十分に説明してください。

なお、協定派遣において、派遣先機関の在籍確認は、これまでの「初回の支給対象月に確認を行う」から「できるだけ初回の対象月(遅くとも2回目の支給対象月)に確認を行う」に取扱いを変更しています。

<採択プログラムの執行管理及び中間報告書の提出、報告書の提出>

中間報告書

Q6-1: これから「採択辞退届」(様式E)を提出する予定のプログラムについて、中間報告書(様式P)に記入する必要はありますか。

A6-1: 「中間報告書」(様式P)の提出期限までに機構に「採択辞退届」(様式E)を提出していない場合は、「中間報告書」(様式P)に記入する必要があります。

奨学金受給証明書

Q6-2:「奨学金受給証明書」(様式K)を発行するときに、学校の住所を追記してもよいですか。

A6-2: 追記できません。「奨学金受給証明書」(様式K)に項目の追加をせず、追加したい項目は別紙に記載して、支給対象者に渡してください。

以上